

漢代に於ける國家財政と帝室財政との 區別並に帝室財政一斑

加

藤

繁

目次

第一 國家財政と帝室財政との區別

第二 帝室財政の收入

一 山澤の税

二 江海陂湖の税

三 關の税

四 市井の税

五 口 賦

六 茄圃池鑿の收入

七 公田の收入

(以上第八卷第二號)

第三 帝室財政の支出

一 膳食の費

一 質食の費

第二 帝室財政の支出

第五 結論

第四 帝室財政の機關

- 二 被服の費
- 三 器物の費
- 四 輿馬の費
- 五 醫藥の費
- 六 樂府及戲樂の費
- 七 後宮の費
- 八 鑄錢の費
- 九 少府水衡の雜費 (以上本號)
- 十 賞賜の費
- 十一 皇太后皇后太子の費用はどうして支拂されたか
- 十二 土木の費は何處から支出されたか
- 十三 内帑と國費

帝室財政の支出の大宗たる共養の費として、先づ擧ぐべきは膳食の其れである。

天子の膳食並に宮廷一般の食餉を掌る爲に、少府に太官令・湯官令・導官令及胞人長の設けられたことが漢書百官公卿表上に見える。顏師古の注に其の職掌を説いて

太官主膳食湯官主餅餌導官主擇米

と云ひ、又

胞人主宰割者也、胞與庖同。

と云つて居るが、大官湯官導官に對する説明は、衛宏の漢官舊儀卷上に

太官供食湯官供餅餌果實±

とあり、續漢書百官志の導官令の條に

本注曰、主春御米及作乾糒導擇

とあるのと一致する。太官に溫室が造られて、冬でも葱韭の類が培養されたことは、漢書卷八

召信臣傳に

太官園種冬生葱韭菜茹覆呂屋廡晝夜灌火待溫氣乃生。

とあるに據つて知られる。又銷暑の料として氷の貯藏されたことは、同書卷十成帝紀に

永始元年春正月癸丑太官凌室火師古曰冰之室

とあるに據つて知られる。次に水衡都尉の屬官の中に御羞令及禁圃令といふのがあつて御羞に就いては注に

如淳曰。御羞地名也。在藍田。其土肥沃。多出御物可進者。揚雄傳謂之御宿。三輔黃圖。御羞宜春皆苑名也。中師古曰。御宿則今長安城南御宿川也。不在藍田。羞宿聲相近。故或云御羞。或云御宿耳。羞者所出。宿者止宿之義。略

と見え。如氏も顏氏も御羞と御宿とを同じものと見、唯其の所在に就いて解釋を異にして居るが清の何焯の讀書記には

御羞與禁圃連類而言。則是出珍羞之地名。如說在藍田者爲近。不得如師古指御宿川以當之也。(漢書補註に據る引)

と云ひ、御羞と御宿とを全く別のものとし、御羞を以て專珍羞を出すところの園圃と解釋した。私は何氏の説が妥當だと考へる。禁圃といふのも矢張供御に充つべき蔬菜の類を栽培する場所であらう。天子の膳食の事を主として掌るのは大官であるが、供御の料たる蔬菜類は大官でも作り、又水衛の御羞・禁圃でも作つたものと認められる。又太官に於て日々牛羊の類を屠つて食用に供したことは、漢書卷元帝紀、初元五年の詔に

其令太官母日殺。

とあるに據つて知られる。此の牛羊類は、一部は太官でも飼養されたであらうが、大部は、上林苑に於て、水衛都尉監督の下に飼養されたであらう。牛羊等の外、魚鳥も勿論供養に充てられたのであるが、此れも上林苑及其他の池籞で捕へられたであらう。私は第二章の苑囿池籞の收入の條で、西京雜記を引いて、昆明池などの魚の祭祀に供せられた餘りは、長安の

兩に賣出されたことを述べたが、精密に言へば、祭祀並に供御其他宮廷の用に供せられた餘りと申さねばなるまい。

註(十三)漢官舊儀には尚書郎宿留臺中官給青縫白綾被或錦被帷帳氍毹通中枕。太官供食湯官供麌餌果實^{下天子二等}。とある。太官供食湯官供麌餌果實^{の二句は太官湯官の尚書郎に對する取扱を述べたものではあるが、此れに據つて太官湯官の、宮廷一般の用に充つべき食若しくは麌餌果實を掌つたことが、窺ひ知られる。本文には論旨の錯雜するのを避けて、此の二句を割りに太官湯官の一般的の職務を述べたものとして引用した。}

一年間に於ける膳食費の總額がどれ位であつたかは全く傳へられて居らぬ。併し右に述べた零細な材料から推して考へても、決して少くはなかつたのであらう。さうして水旱飢饉などの場合には、天子は其の食膳を損じ、身を以て節儉の範を示すことが屢行はれた。漢書五卷景帝紀、後二年の條に

春目歲不實^中夏四月詔曰略不受獻減[○]太官省絲役欲天下務農蠶[○]素有畜積[○]目備災害[○]下^略とあり、史記平準書、武帝の條に

公卿言郡國頗被蓄害^中陛下損膳省用出禁錢以振^元元^元。

とあるを始とし、漢書八卷宣帝紀本始四年正月の詔^{同九卷}元帝紀初元元年の條、初元五年の條などに其の例が見える。

二 被服の費

漢書 十八 賈誼傳の、諱が文帝に上つた疏の中に

十八卷 賈誼傳の、誼が文帝に上つた疏の中に

今民賣僮者爲之繡衣絲履偏諸緣。內之閑中是古天子后服所以廟而不宴者也。而庶人得呂衣婢妾白縠之衣薄紝之裏綻目偏諸美者黼繡是古天子之服。今富人大賈嘉會召客者曰被牋と云ひ當時富豪が奢侈を極めて天子の尊に擬するものゝあることを述べた。文帝は身弋縫を着一代の風潮に反抗して儉素を守つたのであるが其の後の諸帝は世俗に倣つて其の衣冠服御も美を盡し善を盡したであらう。天子の衣冠服御に關する事務は少府の御府令に依つて統べられたので漢書百官表の注にも

御府主天子衣服也。

と見ゑる。又少府の屬官に東織室西織室といふものがあつたが、成帝の河平元年東織室を省き、西織室のみを存して、之を單に織室と呼ぶことゝした。百官表の注には、織室の解釋が見ゑない。併し宣帝紀地節四年七月の詔にある東織室令史の注に

應劭曰。舊時有東西織室。織作文繡郊廟之服。

と云ひ、織室に於て天子が天地宗廟を祀る時の衣服を造るといふ應劭の解を載せて居るが、此は漢官舊儀下巻に

巾絮而已。

とあるのに大體一致する。漢書卷七 貢禹傳の禹が元帝に上つた疏に

十二七

漢代に於ける國家財政と帝室財政

蜀廣漢主金銀器歲各用五百萬三工官官費五千萬東西織室亦然。

とあるに據れば元帝の時代には東西織室の費用が錢五千萬に及んだと見える。此外齊郡にも御料織物の製造場として三服官といふものが設けられた。三服官は貢禹の奏請に依つて元帝の初元五年四月に廢止されたので、漢書卷九元帝紀同年同月の詔にも

龍角抵上林宮館希御幸者齊三服官北假田官云云。

とある。併し幾もなく復舊せられたことは同書卷十哀帝紀綏和二年の條に

齊三服官諸官織綺繡難成害女紅之物皆止無作輸。

とあるに據つて知られる。三服官の意義及所在に就いては元帝紀の注に

李斐曰。齊國舊有三服之官。春獻冠幘紩爲首服。紈素爲冬服。輕綃爲夏服。凡三。如淳曰。地理志。齊冠帶天下。胡公曰。服官主作文繡以給袞龍之服也。地理志。襄邑亦有服官。師古曰。齊三服官。李說是也。縑與纁同。音山爾反。卽今之方目染也。紈素今之絹也。輕綃今之輕染也。襄邑自出文繡。非齊三服官也。

とある。如淳は三服の意義を説明して居ないが李斐は首服冬服夏服を三服とし、顏師古もこれに同意して居る。其の所在に就いては李顏二氏も如氏も唯齊といふばかりで、齊の何處と斥さない。併し漢書地理志には齊郡の臨淄縣に服官の名が見える。三氏の所謂齊は暗に此の臨淄縣を斥すのであらう。傍て李斐の説は一應尤ものやうであるが、實は必しも左様でない。宋の吳仁傑の兩漢刊誤補遺に

地理志齊郡臨淄縣有服官。所謂三服者。蓋言其有官舍三所。非謂其爲首服冬服夏服而名官也。貢禹論三服官作工各數千人。言各則知其非一矣。漢紀載此說乃去各字非也。中禹又言三工官官費五千萬。亦謂每一工官爲費若此。如顏李之說三服官以三服爲名。則三工官又可名三工之官耶。

と云ひ三服官を三種の服の官とする説を否定して、三所の服官と解釋し、其の所在は齊郡臨淄縣と明言して居る。私は此の説が最妥當だと考へる。倣て三服官は首服冬服夏服の官ではないが、併し御料の織物を製造する官には相違ない。さうして其の製造は初はさまで盛でなかつたが、後には隨分大規模に行はれ、其の費用も巨額に上つたことは、兩漢刊誤補遺にも引用された如く漢書貢禹傳に

故時齊三服官輸物不遇十筭方今齊三服官作工各數千人一歲費數鉅萬

とあるに據つて知られる。此の鉅萬の費が何處から支出されたかは明言されて居ないけれども、其養勞賜壹出少府。(將隆傳)といふ原則から觀れば、少府の支出に係るものと解釋しなければならぬ。尙ほ右貢禹傳の文に據つて考へるに、初三服官の製造高が僅々十筭に過ぎなかつたとすれば、其爲特に三個所の服官を設けるには及ぶまい。故に當時は服官の設けも一二個所に止まり、隨つて三服官の名稱もなく、單に服官と呼ばれたであらう。さうして後に至つて事業が擴張され、三個所の服官が設けられ、三服官の名稱も起つたのであらう。

齊の三服官の外陳留郡の襄邑縣(聞封道睢縣)にも服官の設けられたことは、漢書地理志上

に見える。此の襄邑の服官も矢張御料の織物を製造するもので、少府の管理に屬したのであらう。

臨淄の三服官並に襄邑の服官は明清の江寧蘇州杭州の織造のやうなものである。此の二個所は漢代に於ける織物の名産地であつたのだが特に臨淄地方は齊國以來其の最著名な產地であつたことは、漢書地理志下の齊の條に

其俗彌侈、織作冰紝綺繡純麗之物。號爲冠帶衣履天下。

とあるに據つても知られる。

三 器物の費

漢書百官表に據れば宮中の諸器具を製造する爲に、少府に考工室、東園匠、尚方の三官があつた。注に

臣瓊曰。冬官爲考工。主作器械也。師古曰。略中東園匠主陵内器物也。

とあり、又

師古曰。中尚方主作禁器物也。

とある。考工室の所管の細目は詳でないが、均しく考工の二字を冠せられた考工記なる書の内容が、所謂攻木攻金攻皮設色・搏埴等一切の工作に亘つて居る點から觀ても、其の所管は

最廣汎であつたこと、考へられる。天子の御料は勿論宮中に於て用ひられるあらゆる調度類は、主として考工室で製造したのであらう。史記卷一 武安侯田蚡の傳に

嘗請考工地益宅上怒曰君何不遂取武庫。

とある。此れに據れば考工室は少府から離れた別な場所にあり、さうして其の地面は相當廣大であつたらし。若し考工室の地面が狹隘ならば專横な田蚡も其れを割取るやうなことはすまい。田蚡が考工の地面の一部を割取つたのは、考工の敷地として廣大な土地が與へられてあつたからであらう。さうして考工の敷地が廣大であつたのは、其の器物の製造が盛な爲に外なるまい。次に東園匠の造る陵内の器物は、大喪の際に用ひられるもので、通常東園秘器と呼ばれ、漢書の傳列のあちらこちら其名が見える。所謂東園秘器がどんなものであつたかは、漢書卷九十三 佞幸傳童賢の條に

至東園秘器珠襦玉柙豫目賜寶無不備具。

とあり、注に漢舊儀を引いて

師古曰略漢舊儀云東園秘器作棺梓素木長二丈崇廣四尺珠襦以珠爲襦如鎧狀連縫之以黃金爲縷要以下玉爲柙至足亦縫以黃金爲縷。

とあるに據つて察せられる。又尙方に就いては、漢書卷十七 王吉傳の、吉が宣帝に節儉を勧め

奏に

去角抵減樂府省尙方明視天下目檢。

と云ひ、又同書卷八十五谷永傳にも經費節減の一手段として尙方の廢止を提議したことが見え
佞幸傳董賢の條には、賢に對する賞賜の度を失つたことを述べて

武庫禁兵。上方珍寶。其選物上第。盡在董氏。而乘輿所服。廻其副也。

と云ひ、上方の珍寶とあることなどを綜合して考へれば、尙方に於ては、例へば金銀珠玉を纏
めたやうな貴重品の製作が主として行はれたこと、解釋される。佞幸傳の上方は尙方と
同様で、音の同じいところから上を尙に代へ用ひたのに過ぎなからう。

漢書貢禹傳には前にも引用した如く

蜀・廣漢・主・金銀器歲各用五百萬。三工官官費五千萬。

とある。此の三工官に就いて注に

如淳曰。地理志。河南懷蜀郡成都廣漢皆有工官。工官主作漆器物者也。師古曰。如說非也。三工
官謂少府之屬官。考工室也。右工室也。東園匠也。上已言。蜀廣漢主金銀器。是不入三工官之數
也。

と云ひ、如氏と顏氏と互に見解を異にして居るが、清の錢大昭の漢書辨偽には別に一説を提
出して

三工官。當謂考工室之一令二丞也。百官表少府有若盧考工令丞屬焉。表不言員數。是爲一令
一丞矣。然王吉傳云。補若盧右丞。有右必有左。若盧既有二丞。考工室亦宜有二丞。如以地理志
懷成都廣漢之工官爲三工。殊不知志言工官者。尚有河南陽翟宛東平陵太山郡奉高雒七處。

豈得單舉三者以當之。顏以爲考工室有工室東園匠。故右工室不見於表。東園匠則專作園陵器物。觀下文見賜杯案云云。則非東園匠明矣。顏說誤。(漢書補注引)

と云ひ、如顏兩説を否定し、考工室の一令二丞を以て三工官に擬して居る。如説の誤りであることは、顏氏・錢氏の言ふ通りであり、顏説の誤りであるのも亦錢氏の論じた如くであるが、併し錢氏の説も亦從ひ難い。何となれば若盧が一令二丞であるのは錢氏の説の如くであらうが、さればとて、考工室も亦左様だとは定め難い。假令考工室にも一令二丞があつたとしても、其れを斥して三工官と言つたとは受取りにくい。百官表の文を觀ても、少府の條に十二官令丞七官令丞とあり、水衡都尉に九官令丞とあるが如く、何官といふのは、令丞の員數を算へないで、屬官の分課を算へるのを常とする。三工官も恐らくば同様であらう。少府には考工室の外、工作を主る官が一つならず存在する。此れを捨て、覺束ない考工の一令二丞を以て三工官に充てるこことには断じて與し難い。私は考工尙方・東園匠の三つこそ取りも直さず貢禹の所謂三工官であると解釋する。錢大昭は、東園匠は陵内の器物を作るから、下文に矛盾し、之を以て三工官の一つとするは出來ないやうに論じたが、所謂下文とは貢禹の上奏に

臣禹嘗從之東宮見賜杯案。盡文畫金銀飾。非當日賜食臣下也。東宮之費亦不可勝計。

とあるを斥すのであつて、此の文が東園匠の三工官の一つたることを妨げないのは、論ずるまでもあるまい。倘て貢禹の言には三工官。官費五千萬とある。此の五千萬は、考工尙方・東

園匠三工官の一歳の費用の總計か。將又此の三工官の費用が各五千萬であつたのか。前に引用した兩漢刊誤補遺にも禹又言。三工官。官費五千萬。亦謂每一工官爲費若此。とある如く。每一工官の費用と解釋すべきであつて。所謂官費五千萬の官は官毎にの意味に外ならぬ。即ち考工室尙方東園匠の三工官が各々年々五千萬の錢を費したので、其總計は一萬五千萬に上り、我國の數へ方で言へば一億五千萬となる。元帝の時には宮廷の調度が華美を極めたのみならず、東園匠の掌る陵内の器物にまで贅澤を盡すやうになり、其の費用が遂に斯かる巨額に達したのである。貢禹が之を指摘して天子の反省を仰いたのも偶然でない。

少府の外、水衡都尉の下にも器物製作の官があつた。百官表の水衡の條に見える技巧令丞が其れである。表には

屬官有上林均輸御羞禁圃韓濯鍾官校巧六廄辦銅九官令丞。

とあるが、顏師古は技巧六廄を一つの官と見て。

據此表。太僕屬官以有大廄。未央。輶輶騎馬駒駒。承華。而水衡又云六廄技巧官。是則技巧之徒供六廄者。其官別屬水衡也。

と云つた。然るに宋の劉攽は之を否定して

表叙水衡九屬官。技巧六廄各一物也。後省技巧六廄。顏遂謂此都是一官。非矣。蓋上林自有六廄。一令丞主之。後六廄等各別有官。非此六廄也。(官本漢書注に據て)

と論じ、技巧と六廄とは各一つの官であり、且つ六廄は太僕と水衡と双方に在るのだと主張した。私は此の説に従ふものである。併し劉放も一言した如く表の下文には

成帝始二年省技巧六廄官

とあつて、技巧六廄兩官が同時に裁撤されて居る。此の同時に裁撤された點から考へれば、二つの官は密接の關係のあつたものらしい。技巧官は六廄の馬に使用すべき馬具類の製造を掌るものではあるまいか。即ち顏師古が技巧六廄を一つの官としたのは取り難いけれども、技巧之徒供六廄者といふのは、技巧官の職掌に對する適當な解釋と認めて、恐らくば差支あるまい。

少府水衡の外、外郡にも工官といふものがあつて、間々御料の器物を製造した。前に掲げた貢禹傳の文に

蜀廣漢主金銀器歲各用五百萬

とある。蜀は如淳の注にもある如く、蜀郡成都の工官で、成都に工官の設けられたことは地理志上に其の明文がある。尙ほ地理志に據れば廣漢郡雒縣に工官がある。貢禹傳に廣漢とあるのは此れを斥すのであらう。成都・雒の二工官に於ては御料の金銀器を製造し、二工官とも各錢五百萬づゝを費したのである。さうして此の費用は齊の三服官の其れと同様、少府から支出されたこと、解釋される。此外尙ほ河南南陽濟南泰山穎川河内の六郡にも工官の在つたことが地理志に見えるが、此の諸工官は主として武器の製作に從事し、御料の

器物の製造には殆ど與らなかつたやうである。

(註十五
参照せよ)

次に普通の器物ではないが、兵器の事を序に此處で述べよう。少府の尙方で貴重品を製作することは前に説いた通りであるが、尙方は其外刀劍類の製造をも掌づたのである。此

れは漢書十六 韓延壽傳に

延壽又取官銅物候月蝕鑄作刀劍鉤鏹彷效尙方事。

とあり、又同十七 卷五朱雲傳に雲が元帝に上奏して

臣願賜尙方斬馬劍斷佞臣一人自屬其餘。

と云つたことなどに據つて知られる。續漢書百官志には

尙方令一人六百名。本注曰掌上手工作御刀劍諸好器物。

とあるが、此れは獨り後漢の制度たるのみならず、前漢から引續いての制度と見なければならぬ。又甲冑の類をも作つたことは、史記十七絳侯周勃世家の勃の子亞夫の條に

條侯子爲父買工官尙方甲楯五百被可以葬者。

とあるに據つて知られる。尙ほ右の文に工官の二字が見えるが、司馬貞の索隱には

工官即尙方之工所作物屬尙方故云工官尙方。

と云ひ、此れを尙方に屬する工官と解して居る。併し尙方工官とあれば兎も角工官尙方とあるのを斯様に解釋するのは穩でないやうだ。工官は外郡にも在るが、右の工官は詰の筋から考へても、尙方の上に冠さつて居る點から觀ても、中央政府部内のものと受け取られる。

顧ふに考工室を斥したのではあるまいか。續漢書百官志に據れば考工令は太僕に屬し其の職掌は

主作兵器弓弩刀鎧之屬成則傳執金吾入武庫及主織綬諸雜工。

とある。少府に關係した諸の制度は後漢に至つて改革が施されたから考工の制度も前漢と後漢と多少の相違あることは否まれぬ。考工の所屬が少府から太僕へ移つたことは申すまでもなく、右の文に見える考工と執金吾との關係の如きも後漢に至つて始めて定められたものと見るべきである。併し其の兵器刀鎧の屬を主ることまで後漢の新制度と見なければならぬ理由はない。私は右百官志の文と史記周勃世家の文とは互に相助けて、工官尙方の工官は考工を意味し、さうして考工が兵器を掌るのは前漢以來の制度であるといふ解釋を成立させるに足りると思ふ。果して左様とすれば前漢に於ては少府の尙方も考工室も俱に刀劍甲冑の類を作り、就中尙方は主として天子の佩用に充つべき精巧な品を作つたのであらう。尙ほ百官表には少府の屬官に若盧令丞といふのがあつて、注に

如淳曰。若盧官名也。藏兵器品令曰。若盧郎中二十人。主弩射。漢儀注有若盧令主治庫兵將相大臣。

とある。若盧の主な職掌は尙方や考工で作られた武器を保管することであつたらう。

抑京師には兵器の貯蔵所が二つあつた。一つは右に述べた若盧で、一つは武庫であつた。武庫が執金吾の管轄に屬したことは、百官表執金吾の條に

屬官有中壘寺互武庫都船四令丞

とあるに據つて知られる。若盧の武器が内帑に依つて製造されたことは申す迄もないが、武庫の兵器は大司農の財を以て製造された。^(十五)此れは第一章にも引用した如く、母將隆傳に

隆奏言。武庫兵器天下公用。國家武備繕治營作皆度。大司農錢。

とあつて明白である。漢代京師に駐屯する軍隊は、數々あつたが、最主なものは南北兩軍であつた。北軍は域内一般の警邏を掌り、執金吾に依りて統率され、且つ監軍御史監軍使者等に依つて監視された。南軍は宮門の護衛を掌つて衛尉に統べられた。^(十六)此外宮門の内部即ち禁中の警衛を掌るものに、郎羽林期門などいふのがあつて光祿勳に統べられた。執金吾が北軍を統べ且つ武庫を管轄したとに據れば、北軍に對しては武庫の兵器が供給されたと見て妨げなからう。南軍及光祿勳部下の軍隊に對しては何處の兵器が供給されたかどうか。武庫の其れか。若盧の其れか。郎羽林期門など即ち光勳部下の軍隊は天子の從官と稱せられ、少府から手厚い給養を受けて居た。故に此の輩に對しては恐らくば若盧の兵器が支給されたであらう。併し南軍一般に對しても矢張若盧の兵器が支給されたかどうかは疑はしい。武庫は執金吾が管轄したとは言へ、執金吾の統率する北軍の屯營内に設けられたのではなく、未央宮の中には在つたことは、史記卷八高祖本紀八年の條に

蕭丞相營作未央宮立東闕北闕前殿武庫太倉
とあり、三輔黃圖卷六に

武庫在未央宮。蕭何造以藏兵器。

とあるに據つて知られる。又漢書卷三十六 武五子傳、同卷六 劉屈鰲傳、史記卷一百四 田叔列傳等に據

れば、戾太子舉兵當時の模様は下の如くであつた。即ち、戾太子は江充其他君側の姦を拂はんとして、先づ舍人無且をして、夜未央宮に入つて皇后に白し、中殿の車を發して射士を載せ、僞つて制と稱して武庫の兵器を發せしめ、又皇太后の護衛兵たる長樂衛尉をも收めた。さうして更に北軍を手に入れようと、太子親ら北軍の門外に到り、監軍使者任安を召したけれども、安は應じなかつた。此れが爲に事敗れて太子は逃竄した。此の出来事に於ては、武庫と北軍と別々に無關係に取扱はれて居る。武庫の兵器は天子の命令さへあれば、執金吾以外の者も之を取出すことが出來、さうして執金吾と雖天子の許可を得なければ之を取出すことが出來なかつたといふとは、右の物語に依つて略推測せられる。此れを、武庫が北軍の營内に無くて未央宮の中に在つたこと、照らし合はして考へるに、畢竟執金吾は武庫の役人と事務とを監督するだけで、兵器出納の權は天子親ら掌握されたのであらう。随つて武庫の兵器は専北軍に供給する爲のものではなく、北軍にも南軍にも遍く供給されたのであらう。さうして少府若盧の兵器は天子の御用に充てる外、主として光祿勳部下の武人に供給されたと見るべきであらう。

註(十四) 器械といふ言葉には二つの意味がある。一つは器物で一つは兵器である。百官表注の

臣瓊曰「冬官爲考工主作器械」也の器械が、廣く一般の器物を斥すことは、其の上の冬官爲考

工の一句に照らして察し知られる。考工が兵器をも掌ることは本文に述べたる通りであるが、臣瓊の所謂器械を直に兵器と解釋することは出来ない。

註(十五) 武庫の兵器が大司農の財に依つて製造されたことは明であるけれども、其れが何處で製造されたかは詳でない。執金吾の所屬には武庫令丞のあるだけで、兵器を製造する役人はない。武庫に於て製作と保管とを併せて掌つたとも考へにくい。少府から供給したとも勿論考へられない。宋の徐天麟の西漢會要(卷五十七)京師兵器の條には地理志。河南。濟南。泰山。颍川河内。蜀。廣漢等郡皆有三工官。徐天麟接。工官雖在外郡而所作器械實輸京師。故武帝邊兵不足乃發武庫工官兵以備之也。と云ひ、外部の工官に於て兵器を製作して、其れを京師の武庫へ輸送したことを説いて居るが、私も之に同意する。漢唐事鑑(卷六)兵器の條に見える意見も、此れと大體同様であるが、漢自郡國至京師皆有武備。在郡國皆有武庫。或置工官。庫兵以算賦爲之。而工官與鐵官同隸於產鐵之郡。と云ひ、工官と鐵官との關係を注意して居る。試みに漢書地理志に據つて工官と鐵官との所在を對照すれば

				工 官		
漢 郡	泰山 郡	濟南 郡	南陽 郡	河南 郡	河內 郡	
雒 縣	奉高 縣	東平陵 及	宛 縣	陽翟 縣	榮陽 縣	懷 縣

蜀郡
成都縣
臨邛縣
新都縣

であつて工官の置かれた八郡は、廣漢を除く外、孰れも鐵の產地である。此れに由つて觀れば、工官は、會要や事箋の著者の言ふが如く、兵器の製造を掌つたと見て差支あるまい。唯廣漢劉二郡の工官は例外としなければならぬ。自餘六郡の工官と雖必しも、兵器ばかりを造つたとは定め難いけれども、主として兵器を造り、其れを京師の武庫へ輸納し、又郡國へも供給したのであらう。隨つて同じく工官と言つても、其の會計は、或は大司農に屬し、或は少府に屬し、一様でなかつたことゝ思はれる。

註(十六) 南北軍の事は宋の吳仁傑の兩漢刊誤補遺卷一、馬端臨の文献通考卷百五十、元の朱禮の漢唐事箋卷五等に依る。

四 輿馬の費

蔡邕の獨斷下卷及續漢書輿服志に據れば、天子の乘輿には金根車・安車・立車・戎立車・耕車(にいふ車と)獵車(一にいふ)などがある。金根車は金を以て飾られ天子は行幸の際之に召されるのを常とする。安車立車は其の副車である。戎立車は征伐の時、耕車は耕藉の禮の時、獵車は校獵の時の乗用に充てられる。此れは勿論後漢の制であるが、前漢の其れも大體同様であつたと見て宜しからう。倣て此のくるくの乘輿は何處で作られたであらうか。百官表には

太僕、秦官掌輿馬。

と云ひ、太僕が馬匹と共に車輿を掌つたことを明言して居る。蓋太僕は軍國一般の車輿を

掌つたものゝやうであるが、乘輿とも併せて掌つたかどうかは別に考案を費さなければならぬ。屢引用した如く、漢書母將隆傳には

大司農錢。自乘輿。不自給。共養勞賜。共養勞賜。壹出少府。

とあつて、乘輿の費用は大司農から支出されずして少府から支出されたことを傳へて居る。果して然らば、乘輿は、少くとも、主として少府に於て製作されたので、太僕が主として其の製作に當つたのではないことを認めねばならぬ。何となれば、太僕の費用は自餘の官廳と同様大司農から支出されたからである。今少府と乘輿との關係を索めると、漢書元帝紀、初元二年三月の條に

詔罷黃門。乘輿。狗馬故親幸之物屬焉。水衡禁園宜春下苑少府佽飛外池嚴禦池田。假輿貧民。

とあり、續漢書輿服志の劉昭が注に、桓譚の新論を引いて

新論。桓譚謂楊雄曰。君之爲黃門郎。居殿中。數見輿。輦玉蚕華芝及鳳凰三蓋之屬。云云。

とあつて、少府の屬官たる黃門に於て乘輿の保管されたことは明である。右元帝紀の文には、黃門乘輿、云々を罷むとあるけれども、此時黃門の乘輿全部を裁撤したのではない。黃門乘輿以下數々の物に對して、或は全く之を罷め、或は之を減省したのであるが、罷めたのが多數であるところから、右の文には一括して罷むといつたのに過ぎまい。其れはちようど、其の下文に假輿貧民とあるけれども、貧民に假されたのは、苑囿や池禦に止まり、乘輿などに及

ばないと同様であらう。顧ふに水衡禁園・宜春下苑などは全く裁撤されてしまひ、黃門の乘輿などは其の數を減じたままであらう。さればこそ同じ元帝紀初元五年四月の詔にも尙ほ

乘輿秣馬無乏正事而已。

と云ひ、成帝紀建始二年の秋の條にも

減乘輿廄馬、

と云つたので、此の乗輿も矢張黃門の乗輿であらう。漢書卷八孔光傳には

光年七十元始五年薨莽白大后使九卿策贈呂大師博山侯印綬賜乘輿秘器金錢雜帛少府。

供張云云

と云ひ、少府の乗輿を賜はつたことを傳へて居るが、此れも所謂黃門の乗輿に外なるまい。

黃門に乘輿の保管されたことは以上の引證に據つて明白であるが、黃門は前に揚げた顏師古の注に見える如く、天子親幸の諸物を取扱ふ部局に過ぎないのでから、此處では唯其の保管を掌るだけで、製造までをしたのではないことは殆疑を納れぬ。然らば何處で製造されたかと言へば、其れは廣く一般の工作を掌る考工室であつたとしか考へられない。要するに乘輿は少府に於て製造され保管されたと見るべきである。併乍らあらゆる種類の乗輿が總べて少府で製造されたのではないやうである。漢書卷八宣帝紀に宣帝迎立の時の事を述べて

遣宗正德。至曾孫尙冠里舍。洗沐賜御府衣。太僕目輪獵車奉迎。曾孫文頤曰。輪獵小車。前有曲轡。是時未備天子車駕。故且取其輕便耳。非舊高大也。孟說失之。輪音鈴。とある。輪獵車に就いては注に色々の説明があるが、兎に角天子の乗用に充つべき獵車の一種であらう。即ち武帝の曾孫病己は不日天子となるべし人ではあるが現在はまだ天子でないから、天子の常の御料たる金根車を用ひずして、獵車を以て之を迎へたのであらう。さうして右の文に據れば獵車は太僕に於て製造され保管されたものと受取られる。顧ふに、太僕は軍國一切の車輿馬匹を掌るとは言へ、其の最主な任務は軍事用の車馬を掌ることであつたやうである。隨つて校獵征伐等の時に用ひられる天子の乗輿も便宜上太僕で製造されたのであらう。即ち獵車のみならず戎立車の如きも太僕で製造されたのであらう。果して左様とすれば少府の考工で製造され黃門で保管されたのは、金根車安車立車を首とし、普通の宮廷用の諸車輛であつたと謂はなければならぬ。母將隆が大司農錢自乘輿。不目給共養勞賜。と云つたのは、通常の乗輿が專少府で製造されたからであつて、あらゆる乗輿が絶對に少府だけで製造された爲ではあるまい。

次に御料の馬匹に就いて述べよう。百官表水衡都尉の屬官に六廄令がある。此の六廄が天子の車駕騎乗に充つべき馬匹を飼養したことは言ふまでもないが、其の幾分は、光祿勳部下の騎士たる羽林騎などの乗用にも充てられたであらう。水衡六廄の外、少府に於ても馬匹の飼養されたことは、漢書・卷七翼奉傳に、元帝初元元年の改革を述べて

太僕少府減食駿馬。

とあるに據つても知られる。さうして少府に於て馬匹の飼養を掌るもの、黃門であつたことは、前に引用した元帝紀初元二年の詔に「黃門乘輿狗馬」とあり、又漢書卷六十五丘壽王傳に

遷侍中中郎坐法免。上書謝罪願養馬黃門上不許。

とあり、同卷六十八金日碑傳に

日碑以父不降見殺與母閼氏弟倫俱沒入官輸黃門養馬時年十四。

とあり、同卷六十九西域傳贊に

蒲梢龍文魚目汗血之馬充於黃門。

とあるに據つて知られる。さうして水衡の六廄は成帝の建始二年三月廢止されたから、其れより後御料の馬は專黃門の廄で飼養されたと見なければならぬ。漢書貢禹傳に載せられた禹が元帝に上つた疏には

職馬食粟將萬匹。

とある。此れは太僕と黃門との食粟の馬を合算したのではあらうが黃門の其ればかりでも、少數ではなかつたであらう。尙ほ太僕には大廄、未央、路軒以下多くの廄がある外、西邊北邊に三十六所の苑を設けて馬匹を牧養した。此の馬匹は軍國の用に充てられたのであるが、必しも其ればかりでなく、其中から精粹を選んで少府水衡の廄に供給され補充されたこ

と想像される。

乗輿及馬匹の費用は帝室財政の支出中最多額なものゝ一つであつたらしい。此れは乘輿馬匹其物の性質から考へ、又経費節減の問題が起る毎にいつも議論の種となり、さうして元帝成帝の時幾たびか、其の裁汰節減が斷行されたに徵しても察し得られる事である。

五 醫藥の費

漢書百官表に據るに、少府の屬官に大醫令丞がある。注には其の職掌を説明して居ないが、宮廷の醫藥を掌るものであつたことは疑ない。さうして百官表には令丞の員數が見えないけれども、續漢書百官志には其の定員及職守を擧げて

太醫令一人。六百石。本注曰。掌諸醫藥丞方丞各一人。本注曰。藥丞主藥方。丞主藥方。

とあり、諸醫の下の劉昭が注には、應劭の漢官を引いて

漢官曰。員醫二百九十三人。員吏十九人。

とあるが、漢官及百官志の記載は大體前漢以來の制度であらう。漢書卷三藝文志には侍醫李柱國校方技。

とあり、同卷二十七貢禹傳には

疾病侍醫臨治。

とあり、同卷十八張禹傳には

侍醫。視疾。師古曰侍醫。

とある。侍醫の名は漢書百官表にも續漢書百官志などにも見えないが、顧ふに上の漢官にある醫二百九十三人といふのが即ち此の侍醫に外ならないであらう。侍醫の中に女醫のあつたことは、宣帝紀地節四年の詔には

顯(大司馬霍光の母、宣成侯夫人顯を斥す。宣成)前又使女醫淳于衍進藥殺共哀后。

とあるに據つて知られる。さうして漢書卷十八霍光傳に此の事を叙して

顯愛小女成君欲貴之私使乳醫淳于衍行毒藥殺許后師古曰乳醫視產乳之疾者云云。

とあるを觀れば、女醫は皇后夫人等の産乳の疾を掌り、一つに乳醫と呼ばれたことが分る。

尙ほ漢書卷七上外戚傳許皇后の條にも矢張此時の事を述べて

後衍取附子并合太醫丸藥目飲皇后。

と云ひ、皇后疾病の際には、太醫に於て調剤し、女醫から其れを進めたことを傳へて居る。

要するに天子はじめ、皇太后皇后太子等の疾病的時には太醫に於て其の醫療を掌り、又重臣の病氣に罹つた時などにも、太醫に詔して其の治療を行はしめたのである。少府の醫藥の費用も必しも少くなかつたであらう。

尙ほ一言し置くべきは少府の太醫の外、太常にも太醫が設けられたか否かの問題である。百官表には太常の屬官の中にも太醫の名が見える。此れに就いて清の陳樹鏞の漢官答問には

太常之醫。主國之醫事。少府之醫。則主宮中之疾病也。

と云ひ、双方の存在を認めながら、沈欽韓の漢書疏證卷五には

太醫令丞。太常已有之。此官先屬太常。後屬少府。班失刊正。

と云ひ、太醫は初太常に屬し、後少府に移されたと解釋した。二つの官廳に名の同じい官の置かれるることは間々ある。併し公衆衛生の幼稚であつた此の時代に、所謂國之醫事の爲に專官を設ける必要があつたとは受取り難い。方技の書類を校するは所謂國之醫事に外ならぬ。然るに其れすら少府の侍醫李柱國が擔任したのでないか。續漢書百官志には、太醫は少府にあるだけで、太常に無いが、此れは前漢以來の制度と認めて妨あるまい。漢書百官表の太常に太醫の名が列せられたのは、沈欽韓の説の如く、其れが少府に移される前の舊い制度で、漢書の作者は之を削去することを忘れたに過ぎないであらう。

六 樂府及戲樂の費

少府に樂府令丞の設けられたことが百官表に見える。樂府は武帝が太一・后土を郊祀する禮を定めた時、其の音樂を掌らしめる爲に新設したものである。漢は、國初から、太常の屬官に太樂といふものがあつて、古來の雅樂を掌つた。樂府の音樂は趙・代・秦・楚などの鄙びた音樂で、畢竟俗樂である。併し當時の人は雅樂を解せず、偏に俗樂を喜んだので、郊祀の外宮廷の娛樂としては申すまでもなく、宗廟の祭祀にさへ樂府の俗樂を用ひたやうである。倍

て樂府の樂人は、哀帝卽位の初には、凡八百二十五人の多きに上つて居たと漢書卷二十二禮樂志に見える。さうして哀帝は鄭聲を放つといふ孔子の訓に則り、樂府を裁撤して其の樂人四百四十一人を罷め、三百八十八人を太樂に歸併した。併し樂府は是より先幾たびか減員を経たので、漢書卷八宣帝紀本始四年の詔にも

樂府減樂人使歸就農業。

とあり、同卷元帝紀初元元年の條にも

減樂府員。

とあり、同卷十八召信臣傳にも

竟寧中徵爲少府。中又奏省樂府黃門倡優諸戲。

とある。樂府の費用も少からぬ高であつたので災異の爲天子が謹慎を表する場合、少府の經費節約を企てた場合などには、常に削減を被つたのであらう。

樂府の外、黃門にも音樂や舞曲などを演ずるものゝ置かれたことは、右召信臣傳に黃門倡優。とあり、又漢書藝文志に

黃門倡車忠等歌詩十五篇

とあり、禮樂志に

是時鄭聲尤甚。黃門名倡丙彊景武之屬富顯於世。とあるなどに據つて知られる。尙ほ禮樂志に

内有接庭材人。外有上林樂府。皆召鄭聲。施於朝廷。

とあるに據れば接庭の材人も音曲を演じたと見へる。材人は未央宮なる接庭並に甘泉建
章諸宮に置かれた女官である。黃門倡や材人の音樂は恐らくは樂府の其れより一層卑俗
なものであつたらう。

戯樂の一種として角抵といふものもあつた。漢書武帝紀元封三年の條に

春作角抵戲三百里内皆來觀。

と見え、注には

應劭曰。角者角技也。抵者相抵觸也。文穎曰。名此樂爲角抵者。兩兩相當角力。角技藝射御。故名角抵。蓋雜技樂也。巴渝戲魚龍蔓延之屬也。漢後改名平樂觀。師古曰。抵者當也。非謂抵觸。文說非也。

とあつて、其の歸趣が稍明白でない。私は王先謙の漢書補注に

先謙曰。略。角抵以力相角。抵當也。蓋今之貫踏。略下

とあるに從つて貫踏即ち我國の相撲と解釋する。角抵にも少からぬ費用がかゝつたと見
え、前にも引用した如く漢書卷七王吉傳には吉が宣帝を諫めて去。角抵減樂府省尙方明視天
下自儉と云ひ、角抵の廢止を建議したことが見える。角抵の廢止は此時は實行されなかつ
たけれども、元帝初元五年四月關東水災の時節費節減の一端として遂に實行された。此れ
は元帝紀同年同月の詔に

罷角抵上林宮館希御幸者云云。

とあるので分る。顧ふに角抵も矢張少府の管理に屬したのであらう。さうして少府の中で親しく其事を掌つたのは黃門令丞であらう。黃門には常に多くの相撲取が扶持されて居たことゝ思はれる。

巴愈都盧海中磯極などいふ様々の戯樂が宮廷で行はれたことは漢書卷九下西域傳贊に設酒池肉林。曰饗四夷之客。作巴愈都盧海中磯極漫衍魚龍角抵之戲。曰觀視之。晉灼曰都盧善舞本從高祖定三秦有功高祖喜觀其舞。因令乘人習之。故有巴愈之樂。漫衍者。並衡西京賦所云巨獸銳百尋。是爲漫衍者也。魚龍者。爲奢利之歌。先戲於庭。極畢乃入殿前激水。化成比目魚。跳躍激水。作罷舞障日。

畢化成黃龍八丈。出水拔戲於庭。炫燿日光。西京賦云。海鰻變而成龍。卽爲此色也。云云。

とあるので察せられる。上に引用した元帝初元五年の詔には角抵を罷めたとばかりて其餘の戯樂に言ひ及ばないが、漢書卷七十二貢禹傳には此時の事を述べて

又罷角抵諸戯及齊三昭官

とあつて諸戯の二字が加はつて居る。蓋此方を詳備とすべきであらう。所謂諸戯は恐らくば各西域傳贊に見える巴愈都盧等を斥すので、此等の藝人もかねて少府に抱へられて居たことであらう。さうして元帝の初元五年角抵と共に裁撤に及んだのであらう。但し此等の諸戯を全く罷めてしまつたのではなく、其の幾部を省いたのであつたことは、前に掲げた召信臣傳の文中に、元帝最後の年たる竟寧中、信臣が少府となり、樂府や黃門の倡優と共に又々諸戯を省いたことがあるに據つて窺ひ知られる。

以上樂府倡優角抵諸戲等の爲年々少府から支出された金錢も相當多額に上つたことゝ思はれる。

七 後宮の費

漢代天子の妃妾には、初美人・良人・八子・七子・長使・小使などいふものがあつたが、武帝の時健
併姪娥・嬪・充依を添設し、元帝に至つて更に昭儀を加へた。漢の初期には其數も猶ほ僅少
であつたが、武帝以後頓に増加したらしく、漢書貢禹傳の禹が上奏には
至高祖孝文孝景皇帝猶古節儉宮女不過十餘。

と見え、又

武帝又多取好女。至數千人。目填後宮。

と見える。漢書卷九十外戚傳上には、宮女各等級の待遇が載つて居るが、此れに據れば

(位)	(爵)	八子	視千石	比中更
昭儀	比諸侯王	充依	視千石	比左更
婕妤	比列侯	七子	視八百石	比右庶長
嬪娥	視中二千石	良人	視八百石	比左庶長
嬪華	比關內侯	長使	視六百石	比五大夫
美人	視二千石	少使	視四百石	比公乘

五官 視三百石

順常 視二百石

無涓共和娛靈保林良使夜者 視百石

であつて職名は十九、待遇は十四等に分かれて居る。此外良家の子女の採擇されて後宮に入り、未だ天子に見えないものは家人子と稱へ、一つに掖庭待詔とも呼び、有秩斗食を以て待遇された。以上は勿論漢末の制度であるが、隨分優待されたものと謂はねばならぬ。此の各等級の宮女は未央宮中なる掖庭に置かれた。併し殊寵を被るものは別に一個の宮殿と與へられたので、武帝の趙婕妤が鉤弋宮に居り、成帝の趙皇后の女弟が昭儀と爲つて昭陽舎に居つたなどが其の例である。昭陽舎の建築裝飾が華麗を極めたことは外戚傳下に

其中庭形朱而殿髹漆。切皆銅沓。冒黃金塗。白玉階。壁帶往往爲黃金釭函藍田璧明珠翠羽飾

之。自後宮未嘗有焉。

とあるので窺はれる。掖庭は勿論此れほどではなかつたであらうが、併し相當立派な建物であつたらう。西域傳贊に、諸外國の珍寶の中國に入來つたことを述べて

自是之後。明珠文甲通犀翠羽之珍。盈於後宮。

とあるを觀ても、宮女の生活が如何に華美であつたかを想見することが出来る。數千人の宮女が、縱令上下貴賤の別があるにせよ、それく、華美を競ひ贅澤を盡したとすれば、後宮の費用の莫大であつたことは疑を納れぬ。

宮女に關する事務を掌る爲に、少府に按庭令丞の置かれたことが百官表に見える。令は一人であるが丞は八人を定員とした。此れは宮女の數が多く、隨て其の事務も繁劇であつた爲であらう。但し食餉は太官で作られ、被服は服官で製造され、調度類は考工室で製作されたのだから、按庭令丞の掌つたのは諸般の雜務であつたらう。

八 鑄錢の費

錢の鑄造の費も亦帝室財政の支出の一つである。抑漢代に於ける鑄錢の制度は屢變更された。漢書食貨志に

漢興自爲秦錢重難用。更令民鑄莢錢。

とあるを觀れば、漢の初には、民が法定の様式に従つて錢を鑄ることを聽したと認めなければならぬ。然るに其後何時か禁止せられ、文帝五年に至つて其の禁令の除かれたことは同じ食貨志に

孝文五年爲錢益多而輕。乃更鑄四銖錢。其文爲半兩。除盜鑄錢令。使民放鑄。

とあるに據つて知られる。景帝の中六年に至つて復民の鑄錢を禁じた。漢書卷五景帝紀同
年十二月の條に

定鑄錢。僞黃金棄市律。

とあるのは即ち此れに外ならぬ。但し右の文には唯鑄錢とあるだけで、全く民の鑄造を禁

じたかどうか明でないやうだが、史記卷五百六 佞幸傳 鄧通の條に

景帝。鄧通免家居。居無錢。人有告鄧通盜出。徵外鑄錢。下吏驗問。頗有之。遂竟案盡沒入鄧通家。

と云ひ、鄧通が徼外に出で人目を忍んで錢を鑄たことを傳へたに據つて、當時私鑄の嚴禁されたことが分る。蓋漢の初には朝廷及郡國の外、一般人民も亦錢を鑄るを聽されたことが多かつたれども、景帝以後は全く一般人民の鑄錢を禁じ、朝廷と郡國とが其の鑄造を掌つたのである。尋て、武帝の元鼎中に至つて、郡國の錢を鑄ることをも禁じ、中央政府だけで之を掌ることとした。此れは史記平準書に

略白金終廢不行。是歲也。張湯死。徐廣曰元
三年而民不思。其後二歲。赤側錢賤。民巧法用之。不便。又廢。於是悉禁郡國無鑄錢。專令上林三官鑄錢。既多。而令天下非三官錢不得行。

とあるに據つて知られる。注に引かれた徐廣の解に依つて張湯の死を元鼎三年とすれば、其れより二歳を経て郡國の鑄錢を禁じたのは元鼎五年となる。然るに漢書卷六 武帝紀に據れば、張湯の死は元鼎二年である。徐廣の解は何に本づいたのか明でないから、姑く武帝紀に従つて張湯の死を元鼎二年とし、隨つて郡國鑄造の禁止を元鼎四年と定めて置かう。一般人民若しくは郡國の鑄錢を聽した時代には朝廷に於ける錢の鑄造高は比較的少かつたであらう。武帝が赤側錢を行つた時から、其鑄造高は漸く増加したやうであるが、其れが特に激増したのは、元鼎四年郡國の鑄造を禁じた後の事であらう。さうして朝廷に於ける錢

鑄造の機關は所謂上林三官であつて、此れは前に掲げた平準書の外、鹽鐵論二錯幣篇にも
幣數易而民益疑。於是廢天下諸錢而專命水衡三官作。

と見えて居る。此の文には水衡三官とあるが水衡といふのも上林といふのも斥す所は一つであらう。三官の何たるかに就いては裴駟の史記集解には

漢書百官表。水衡都尉。武帝元鼎二年初置。掌上林苑。屬官有上林均輸鍾官。辨銅令。然則上林三官。其是此三令乎。

と云つたが官本漢書食貨志上の齊召南の考證には少しく之を訂正して

據百官表。水衡都尉。掌上林苑。其屬有均輸鍾官。辨銅三令丞。鹽鐵論曰。廢天下諸錢而專命水衡三官作。卽言此事耳。裴駟解。史記甚確。但混上林均輸爲一官。則微訛耳。

と云つて居る。此れは勿論齊召南の言ふ通りである。三官の職掌に就いては百官表の注には

如淳曰。中鍾官主鑄錢官也。辨銅主分別銅之種類也。

とある。蓋鍾官は錢の鑄造其物を掌り、辨銅は其の原料たる銅を類別し整頓することなどを掌つたのであらう。均輸といふ官は大司農と水衡と双方にあるが、百官表の大司農の注には

孟康曰。均輸謂諸當所有輸於官者。皆令輸其地土所饒平。其所在時賣官更於佗處賣之。輸者旣便而官有利也。

と見える。併し大司農の均輸と少府の均輸とは、名は同じであつても、職掌には多少の相違があらう。且つ少府の均輸は鑄錢事務の一部を掌るものであるから、大司農の均輸の如く一般的の貨物の轉輸を掌るものでないことは明である。私は銅產出地方に於て一般租稅の代りに銅を收納し、且つ之を京師に轉運することを掌るものと解釋する。さうして其の方法が大司農の均輸と相類似するところから、同じく均輸と名づけられたのであらう。天下の銅山からは税として銅鑄を納めたことゝ思はれるが、此の銅鑄も亦便宜上均輸に依つて京師に輸送されたかも知れぬ。或は均輸の手で廉價な銅を買入れて京師へ送るやうなこともあつたかも知れぬ。要するに鍾官辨銅・均輸の三官は錢の鑄造並に其の原料たる銅の供給整理等を分擔したものと見て宜しからう。百官表に據れば此の三官は水衡都尉に隸屬した。併し水衡都尉は元鼎二年に創設されたので、其の屬官の一部は其れ以前には少府に隸屬した。鍾官辨銅・均輸の三官も初少府に隸屬し、後水衡に移されたことは、百官表水衡の條に

初御羞上林衛官及鑄錢皆屬少府。

とあるに據つて知られる。尤も大司農の均輸は武帝の時收入増加の目的を以て新に設置されたものであるから、少府に均輸の設けられたのも、亦恐らくば武帝の時であらう。随つて武帝以前少府に於て錢の鑄造を掌つたものは、鍾官辨銅の二官だけであつたことと推測される。武帝の元狩四年には用度の不足を補はんが爲、白金及皮幣を造つたが、此の新貨幣

も蓋少府の鍾官で製造されたのであらう。

京師に於ける錢の鑄造高が、元鼎四年、郡國の鑄造の禁止されてから特に増加したであらうといふことは既に述べた。されば同年以後に於ける水衡三官の費用は隨分多額に達したであらう。鐵の鑄造は直に多大の收入を生ずるのであるが、兎に角之が爲少からぬ費用を要したに相違ない。さうして鑄造された錢の價格と其鑄造費との差額は或は物價の昂低に因り、或は官の廉汚能不能に因つて、自ら増減したであらうが、其れにしても常に幾何かの利潤を齎らしたこと、思はれる。漢代に於ける鑄錢の額に就いては食貨志下に

自孝武元狩五年三官初鑄五銖錢至平帝元始中成錢二百八十億萬餘云。

と云ひ、武帝の元狩五年から殆漢の終までに二百八十億幾千萬といふ錢の鑄造されたことを傳へて居る。億は萬萬といふに同じい。錢の鑄造高は時の必要如何に依り、又銅の產出の多少に依つて伸縮されたので、必しも年々一定の高が鑄造されたのではあるまいが假りに右の數を元狩五年以後元始初年まで約百二十年間に均分すれば、一箇年約二億三千餘萬となる。第五章に説くが如く、桓譚の新論及漢書王嘉傳に據れば、漢末に於ては大司農少府水衡の一箇年の收入だけでも總計七十萬萬前後に上つたやうであるが、之に照らし合せると、各食貨志に見える鑄錢の數が過小に失することを否み難い。此の數字の信するに足るか否かは疑問である。

九 少府水衡の雜費

此處に少府水衡の雜費といふのは此の兩官廳の官吏の俸祿・事務費・宦官・官奴婢の給養費などを斥す。少府水衡には次章に述べるが如く澤山の官吏があつた。彼等の俸祿は蓋ぞれ／＼少府水衡から支出されたであらう。事務上の諸費用も勿論同様であらう。宦官は内廷の雜務を辦するもので少府の宦者會丞が之を統率したが其の數は恐らくば千を以て算へたであらう。官奴婢の夥しかつたことは漢書賈禹傳の上奏文に

諸官奴婢十萬餘人。戲遊亡事稅良民目給之。歲費五六鉅萬。

とあるので知れる。此れは京師の諸官廳に養はれた奴婢全體を擧げたのであらうが、諸官廳の中では恐らくば少府水衡が最も多く奴婢を蓄へたであらう。以上の俸祿・事務費・給養費も決して少い數ではなかつたであらう。